



かわさきコロナ情報

川崎市小規模事業者臨時給付金について

令和2年5月25日（月）

今後の行政運営について

緊急事態宣言が解除されます

「**3つの密**」を徹底的に避けることや、

「人と人との間隔の確保」

「マスクの着用」「手洗い」

などの基本的な感染対策の継続を
お願いします。

市民利用施設の利用再開

「**3つの密**」の回避や、清掃・消毒・換気
対策、利用者の入場制限等を実施



国、関係機関が定めるガイドラインを
踏まえながら

段階的に利用を再開

今後の行政運営について



現在の施設の再開状況はこちらで検索

川崎市 コロナ 総合ページ

順次情報を更新します

検索



「川崎市小規模事業者臨時給付金」は、
新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている
市内の小規模事業者へ給付金を交付し、
事業継続を支えることを目的としています

川崎市小規模事業者臨時給付金 給付額



一律

10万円

■ 市内で事業を営む 小規模事業者

■ 1ヶ月の事業収入の減少が

前年比 **30%**以上**50%**未満

想定申請件数：**約19,000件**

5月25日（月）～ 8月31日（月）

本日から受付開始

申請書類をWEBでダウンロードの上

郵送で受付

※本事業の実施には、令和2年第4回川崎市議会定例会における
本事業実施にかかる予算の議決を要します

申請
申請書を
ダウンロード・記入
市に郵送

受付・審査
申請書を確認

**事業者の
口座へ振込**

書類到着後 **10日程度**での**給付**を目指します

詳細な手続、申請書等はこちらで検索

川崎市 小規模事業者臨時給付金

川崎市ホームページ（トップページ）
にも、リンク先を掲示しています

検索

